

令和5年第4回大仙市議会定例会会議録第4号

令和5年12月19日（火曜日）

議事日程第4号

令和5年12月19日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第160号 大仙市公共施設適正管理基金条例の一部を改正する条例の制定について （総務企画委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 議案第161号 大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について （教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 4 議案第162号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について （教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 5 議案第163号 大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部を改正する条例の制定について （産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 6 議案第164号 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例及び大仙市中里温泉条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について （産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 議案第165号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 8 議案第166号 大仙市下水道条例及び大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について （産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 9 議案第167号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について （産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第10 議案第168号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について （産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 1 1 議案第 1 6 9 号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 7 0 号 協和温泉(四季の湯)の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 7 1 号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 7 2 号 大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 7 3 号 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 7 4 号 南外ふれあいパークの指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 7 5 号 米ヶ森公園の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 7 6 号 令和 5 年度大仙市一般会計補正予算(第 1 1 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 7 7 号 令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第 3 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 陳情第 3 0 号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請する陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 陳情第 3 1 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 陳情第 3 2 号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 陳情第 3 3 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第24 陳情第 34号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第25 意見書案第14号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第26 意見書案第15号 健康保険証廃止の中止を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第27 意見書案第16号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第28 議案第178号 令和5年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第29 議案第179号 令和5年度大仙市一般会計補正予算(第12号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第30 議案第180号 令和5年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第3号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第31 議案第181号 令和5年度大仙市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第32 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 第33 議員の派遣について

出席議員(24人)

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英

19番 橋村 誠 20番 渡邊 秀俊 21番 金谷 道男
22番 後藤 健 23番 鎌田 正 24番 古谷 武美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（1人） 2番 戸嶋 貴美子

説明のため出席した者

市長	老松 博行	副市長	佐藤 芳彦
副市長	今野 功成	教育長	伊藤 雅己
代表監査委員	武田 哲也	上下水道事業管理者	舩谷 祐幸
総務部長	福原 勝人	企画部長	伊藤 公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木 隆幸
農林部長	渡邊 重美	経済産業部長	富樫 真司
観光文化スポーツ部長	加賀 貢規	建設部長	佐々木 英樹
病院事務長	藤原 孝之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小林 孝至		

議会事務局職員出席者

局長	斎藤 秋彦	主幹	佐藤 和人
主幹	佐々木 孝子	主任	小山田 竜司

午前10時 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおりにご報告いたします。

○議長（古谷武美） 日程第2、議案第160号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） おはようございます。

本会議第3日目、当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第160号「大仙市公共施設適正管理基金条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第160号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第3、議案第161号及び日程第4、議案第162号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長(山谷喜元) ご報告いたします。

本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件について、去る12月11日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第161号「大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、委員から「現在、大曲墓園の墓地利用枠は全て埋まっているのか。」との質疑があり、当局からは「大曲墓園は1,618区画の墓地利用枠全てが一度埋まっており、現在、2区画空いているが、これについては許可済みの区画について使用者から返還されたものである。」との答弁がありました。

また、委員から「今回増設する11区画の利用に関する募集は既に実施されているのか。」との質疑があり、当局からは「募集については、1月号の市広報に掲載し、1月下旬から2月上旬までの期間に受け付けを行うこととしており、自宅等に既に遺骨がある方を優先し、利用希望者が多数の場合には、抽選にて決定することとしている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第162号「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、委員から「対象者として想定される出産被保険者の数が二十数名で、全額免除してもそれほど大きな金額にはならないと感じる。地方負担分は地方交付税措置される予定となっているが、それ以外の部分については、市単独で免除の上乗せができないのか。」との要望があり、当局からは「条例改正は国の法律改正によるものであり、今後の国の子育て支援策がさらに充実していくことを期待したい。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席

委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第161号及び議案第162号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第5、議案第163号から日程第17、議案第175号までの13件を一括して議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 今次定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第163号「大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第164号「大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例及び大仙市中里温泉条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件につきましては、一括して審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、委員から「条例上、指定管理施設はいずれも上限額とし

て大人520円、小人260円と規定しているが、実際利用者が支払っている金額はいくらか。」との質疑があり、当局からは「大人400円、小人200円である。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第165号「大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第166号「大仙市下水道条例及び大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件につきましては、一括して審査いたしました。

当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、観光交流課所管の議案第167号「大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「市の指定管理施設全般についてだが、利益が出ていることを理由に指定管理料を抑えることは、指定管理者にとって何らメリットがなく、最終的には応募する事業者がいなくなってしまう恐れがある。利益は指定管理者の経営努力によって生じたものであり、その努力は評価すべきである。経営努力を評価し、民間の力をもっと引き出せるような進め方を今後検討していただきたいと思うがいかがか。」との質疑があり、当局からは「ご指摘のとおり指定管理者として経営努力が評価されずメリットもなければ、そうした事態を招く恐れがあることは否定できない。今後、担当部署と協議し、対応を検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、温泉施設対策室所管の議案第168号「大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について」から議案第171号「大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について」までの4件につきましては、一括して審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、委員から「高額な指定管理料が伴う市所有温泉施設について、いつまで継続していくのか。その財源があれば市民が望むインフラ整備など、ほかの事業に充てられるのではないか。このまま将来にわたって全ての温泉施設を存続さ

れるのか。」との質疑があり、当局からは「今年5月にお示しした「公共温泉施設の今後のあり方方針」にてご説明したとおり、市所有温泉施設は当面存続していくこととしているが、将来にわたって全ての温泉施設を現状のまま存続させていくことは困難であると考えている。同方針について、策定後5年を目途に方針の見直しを図ることとしており、その中で将来の市所有温泉施設の在り方について検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、スポーツ振興課所管の議案第172号「大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について」及び議案第173号「大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について」の2件につきましては、一括して審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、委員から「スポーツ施設利用者が指定管理者へ意見・要望等を伝えたい場合の窓口はどこになるのか。」との質疑があり、当局からは「市における最初の窓口は各地域の公民館となっているが、公民館だけでは対応が難しい場合は、スポーツ振興課が窓口になることとなっている。また、指定管理者とは月1回定例会を開催しており、ご意見・ご要望があった際には、その中で共有し対応することとなっている。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、建設部所管の議案第174号「南外ふれあいパークの指定管理者の指定について」及び議案第175号「米ヶ森公園の指定管理者の指定について」の2件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

- 議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第163号から議案第175号までの13件を一括して採決いたします。本13件に対する委員長報告は原案可決であります。本13件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本13件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第18、議案第176号及び日程第19、議案第177号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第176号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、委員から「LED照明導入後の年間電気料は、どのくらい削減できると見込んでいるのか。」との質疑があり、当局からは「年間約75万円の削減を見込んでいる。」との答弁がありました。

続いて、別の委員から「削減金額の計算に用いた電気料の単価と、LED照明の耐用年数は何年なのか。また、設備投資にかかった事業費の回収年数について教えていただきたい。」との質疑があり、当局からは「単価は、1キロワットアワー25円で、LED照明の法定耐用年数は15年である。また、事業費相当額の回収年数は約35年であるが、温暖化対策として必要な事業だと考えている。」との答弁がありました。

さらに「回収年数に事業債の充当は考慮されているのか。」との質疑があり、当局からは「事業債償還の交付税算入を加味すると、約17年から18年くらいで回収できると思われる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第176号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」につきまして、当局からの補正内容の説明に対して、はじめに、市民課所管の社会保障・税番号制度システム整備費について、委員から「マイナンバーカードについて、氏名の振り仮名やローマ字の記載が予定されているとのことだが、この作業手順はどのようになっているのか。」との質疑があり、当局からは「現時点の情報では、マイナンバーカードの券面変更は、改正法の施行日後に新規発行されるものから行われ、振り仮名等の記載のためのマイナンバーカードの再発行は行わないとのことである。氏名の振り仮名については、氏名の横にカタカナで記載し、ローマ字については、希望する方の追記欄へ記載する案が出ているようだが、まだ決定していない。いずれ、戸籍に氏名の振り仮名を記載してからの作業となる。」との答弁がありました。

次に、社会福祉課所管の障がい者等地域生活支援事業費について、委員から「社会福祉法人等が実施する障がい者相談支援事業は、相談者から利用料を徴収しているのか。」との質疑があり、当局からは「市が相談支援機関に委託して実施している事業であり、利用者の個人負担はない。」との答弁がありました。

次に、教育指導課所管の教育振興費補助金各種大会派遣費補助金（中学校費）について、委員から「四国で行われた全国大会に出場した際の宿泊費補助について、大会前日に宿泊した分の補助金は出たが、競技終了後に宿泊した分の補助金は出なかったと聞いている。補助金交付要綱はどのようになっているのか。」との質疑があり、当局からは

「大仙市立小・中学校各種大会派遣費補助金交付要綱に基づき宿泊費を交付しており、後泊に関しては、この要綱で認めていないため、補助金が出なかったということである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第177号「令和5年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

はじめに、議案第176号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、農林部、観光文化スポーツ部及び建設部が所管する予算説明に対しましては、質疑がありませんでした。

次に、企業立地推進課所管の工業振興奨励事業費について、委員から「平成17年度以降これまで支援してきた市内企業は69社で、雇用の延べ人数は約690名とのことだが、これら企業のその後の雇用人数の動向はいかがなものか。」との質疑があり、当局からは「事業説明書に記載した約690名は事業計画ベースの人数となっており、その後については現時点では把握できていない。撤退した企業もあり、増減がある。支援した企業については、その後の動きについて報告書の提出を求めており、支援後の実績及び現状について確認し、改めて報告させていただきたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採

決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第176号及び議案第177号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第20、陳情第30号から日程第24、陳情第34号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

陳情第30号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請する陳情」につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

陳情第31号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」及び陳情第32号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に

意見書提出を求める陳情」の2件につきましては、委員から「大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の中で、介護事業所として開設したものの介護士が見つからないために廃止したとの報告があった。労働者不足問題が深刻になっているということが、ここにも表れているため、ケア労働者の賃上げ、人材の確保、人員増を実施してもらえよう、この陳情は採択すべき。」という意見と「厚生労働省は来年2月から5月まで介護職員1人当たり月6千円の賃上げを実施するために、2023年度補正予算案に關係経費を計上しているため、その動向を注視していくことの意味も含めて、趣旨採択にすべき。」との意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数をもちまして、この2件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

陳情第33号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」につきましては、委員から「厚生労働省が実施したマイナ保険証の利用実態に関するアンケート結果によると、約6割が「何もメリットがない」と回答している。そういう意味では、このマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に全面切り替えようとする動きを止めるべきであるため、この陳情は採択すべき。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

陳情第34号「秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書」につきましては、委員から「秋田県は来年度中に医療費助成の対象を18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで引き上げ、親の所得制限を撤廃するとの方針を示している。確実に予算化されることを後押しする意味でも、この陳情は採択すべき。」との意見がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。はじめに17番石塚柏議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、17番。

【17番 石塚柏議員 登壇】

○17番(石塚 柏) それでは、陳情33号、健康保険証廃止の中止について国に意見を求める陳情について、反対の討論をいたします。

まず、先に導入されたマイナンバーカードの普及の状況について触れさせていただきます。

マイナンバーカードは、スタート時点では大変不人気でしたが、現在カードの交付率は、全国平均で約78パーセントとなっており、大仙市ではそれを上回る81.7パーセントの交付率となっております。

また、マイナンバーカードの交付を申請していない人に高齢者施設の入居者がおられますので、さらに交付率が上昇していくものと思われまます。

さて、今年の令和5年6月9日にマイナンバー法等の一部改正法が公布され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めることが決まりました。

その一体化のメリットを簡単に述べますと、一つ目に、健康保険証の手続きの簡素化と効率化があります。住所の変更や更新手続きをする際の簡素化があります。

二つ目に、本人確認がスムーズに行われることがあります。暗証番号や顔認識で患者が確実に確認され、医療の提供が円滑に進みます。

三つ目に、データの一元管理ができるようになります。一体化により、個人情報や個人の医療情報が一元管理されて、データの誤りや薬の重複などが減少し、医療の質が向上いたします。

四つ目に、オンラインサービスにより利便性が向上します。健康保険証のデジタル化で、電子証明書を利用してオンラインで医療情報の確認や各種の手続きができるようになります。例えば、かかりつけ医と大学病院との情報のやり取りが便利で、正確さが向上いたします。

五つ目に、健康保険証の情報管理の強化があります。健康保険証の偽造や不正利用を防ぐことが容易にできます。マイナンバーカードと併せてセキュリティの向上ができます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化の手続きは実は簡単で、マイナンバーカードを持参してかかりつけの病院に設置された機器を使って手続きをすれば、作業はそれ

で終わりです。それだけで健康保険証の役割の全てを受けられます。

実はこのように簡単な手続きなのですが、政府が全国民の健康保険証を水も漏らさぬ体制で一体化を進めようとして、かえって複雑な印象を国民に与えてしまった感があります。本来は、マイナンバーカードを取得し、医療機関の受け付けの機器に手続きをすれば、それだけで良いのです。

私は、このマイナンバーカードでかかりつけの病院に行ってきました。ずっと差し出して、ずっと引き出すだけで終わります。受け付けの方々に聞きました。7割も8割も反対があるがどうなんですかと聞いたら、首をかしげているばかりです。

次に、国が考えたマイナンバーカードと健康保険証を一体化するために、次のような対策が準備されております。

一つ目に、令和6年秋頃に発行済みの健康保険証は、その改正法が施行された後、最長で1年間、記載された有効期限までその保険証を有効とみなす経過措置で、令和7年の秋頃までにその健康保険証は有効となります。2年後です。

二つ目に、健康保険証を廃止した後、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」を持っていない全ての方に、申請しなくとも資格確認証が交付されます。

三つ目に、要介護高齢者・障がい者が受診する際に、付き添いの支援者にマイナンバーカードを預けたくない、または、支援者が預かりたくないなどの対応策として、マイナ保険証を保有していなくとも申請により資格確認書を交付されます。

また、継続的に必要と見込まれるときは、更新時に申請によらず資格確認書がこれも交付されます。

このように全ての被保険者が安心して保険診療を受けられるために、保険者から、現市町村ですね、保険者から資格確認書が交付されます。

国民にとって十分な移行期間を設け、被保険者の利便性と行政の手続きの効率化のメリットがありますので、2年後には現在の心配は杞憂^{きゆう}に過ぎないものとなると確信しております。

そこで、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を廃止と見直しをしたいとする陳情書33号の提出は、時期尚早であり、採択することに反対するものであります。

【17番 石塚柏議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、3番佐藤文子議員。

(「はい、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番(佐藤文子) 私は、陳情第33号、健康保険証廃止の中止について国に意見書を求める陳情に、賛成の立場から討論いたします。

この陳情は、政府が来年秋に断行しようとしている現行の健康保険証廃止とマイナ保険証化について、中止・見直しを行い、現行の保険証を残すよう求めたものであります。

マイナ保険証を巡っては、続発するトラブルで利用率は本格実施となった4月には6.3パーセントでしたが、以降、毎月減り続け、10月には4.49パーセントになっております。このことは、マイナ保険証に対する国民の信頼が得られていない状況だと言ってよいと思います。

政府は、マイナンバー制度の総点検でマイナ保険証に別人の情報がひも付けられていた8,695件について、日本はゼロリスクを求める神話があったが、そうはならないと認識してもらいたい。ミスは0.01パーセントで極めて少なかったと述べています。現行の保険証では考えられないようなミスが、マイナ保険証でこれほど起こっているわけですが、これに対し、このことを命や健康に直接関わる重大な問題と捉えない、この姿勢に私は憤りを感じるものです。

また、総点検では、患者が窓口で支払う医療費の負担割合が異なって表示されるトラブルが2万1,574件あったことも報道されています。

また、厚生労働省の11月公表の調査結果では、マイナ保険証を使うシステムがある892病院のうち、情報を閲覧する仕組みを活用しているのは、わずか30パーセントで、活用しているとした病院に患者にとってのメリットを尋ねたところ、「特にない」「分からない」と回答したのは半数に上るとの報道があります。

さらに、全国保険医団体連合会の調査によりますと、システムの不具合などで無保険扱いとなり、患者が医療費の10割を請求された事例が10月以降、40医療機関で合計86件あったとの報道もあります。

そして、回答した医療機関の87.8パーセントが、来年秋以降も保険証の存続を求めていると発表しているのであります。

岸田首相は、国民の不安や不信、現場の関係者の反対の声を無視し続け、メリットを実感できるよう利用促進の取り組みを積極的に行うと、従来の説明を繰り返すばかりで

すが、メリットとする過去の薬や特定健診等のデータが自動で連携されるため、質の高い医療が受けられるという、このことは医療機関が閲覧できる医療情報というのは、実は2カ月以上前のデータで、実際の医療現場では役に立たないというふうに言われています。

このようにマイナ保険証は、国民の信頼は低く、医療現場に混乱をもたらし、メリット感もあまり感じられないものであり、国民の7割以上が現行の国民健康保険証廃止に反対しております。医療現場からも、多くが現行の健康保険証継続を求めているのであります。こうしたことから、私は陳情第33号に対して、賛成するものであり、是非とも皆さんの一致で国に対し意見書を送付していただきたいものだというふうなことを訴えて賛成討論を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、6番秩父博樹議員。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。

私は、陳情第33号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今世紀に入り、各段に進歩したIT革命による技術革新の下、最近では各国が国を挙げてデジタル化を推進することが世界の潮流になっております。

国連が発表している世界電子政府ランキングの2022年版によると、1位は高福祉国家としても知られているデンマークで、同国は、国連が発表する世界幸福度ランキングでも常にトップレベルとなっております。このデンマークの市民生活を支えているのが、高度にデジタル化された行政システムであり、国連による調査結果は、デジタル化は、そこに暮らす人々の幸福度のアップにもつながっているという証左であります。

一方で、日本のランクは、残念ながら14位という結果となっております。この要因としては、日本は人的資本や通信インフラの整備に関しては評価が上がっていますが、行政手続きの煩雑さなど、行政オンラインサービスの項目で評価が下がっています。もちろんこの評価は相対的なものでありますから、他国が飛躍的に行政手続きのデジタル化やデジタルIDの導入を図り、順位を上げ、日本が追い抜かれたということの結果です。

そのような状況の中で、日本政府も経済財政運営と改革の基本方針において行政サービスの向上を目的に、デジタルガバメント実行計画の見直し、国・地方を通じたデジタル基盤の標準化、そしてマイナンバー制度の抜本的改善等を盛り込み、その後のデジタル庁設置と併せてデジタル化を推進し、行政システムの向上を目指しております。

本来、このデジタル化、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの概念が、2004年にスウェーデンのストルターマン教授により提唱された際の意義は、デジタル技術を浸透させるということで人々の生活を、より豊かなものへと変革することという内容でありました。その意味で、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を理念として導入されたマイナンバー制度を背景とした社会保障分野でのマイナンバーカードの発展活用は、その意義に十分沿ったものであると思われま

次に、マイナンバーカードを保険証として活用することを具体的にみますと、利用者にとって大きなメリットがあります。

例えば、利用者の過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等が共有することが可能になるため、旅行先や災害時、初めてかかる医療機関でも、過去の医療情報等を活用して、より良い医療を受けられるようになります。さらに、マイナポータルで過去の薬剤情報や特定健診の情報を、自分自身の健康管理として確認することも可能となります。そのほかにも、マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、領収書を保管・提出する必要がなく、確定申告の医療費控除が簡単になります。さらに、医療費が高額になる場合に前もって用意する限度額適用認定証が不要になり、高額療養費制度の限度額を超える支払いは、その場で不要となります。

現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等の設置が進み、本年4月からは、全ての医療機関・薬局においてマイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになっています。さらに、マイナンバーカード保険証を活用したデータヘルス推進で、国民の健康増進を推し進め、将来的に医療費を削減していく効果があります。そして、少子高齢化が進むことへの対策として、健康寿命を延ばすことや効率的な社会保障制度づくりを進めるためにも重要であります。

また、デジタル庁として、施設に入所している高齢者等のマイナンバーカードを取得できない方についての保険診療についても、資格確認書を発行し、今までと変わらず保険診療を受けることができるとしています。

以上の観点から、陳情第33号については、不採択すべきとさせていただき、反対討

論といたします。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番佐藤隆盛議員。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○4番（佐藤隆盛） まず、陳情33号の件について、賛成の立場で討論をいたします。

実は昨日、秋田魁新報社の一面にマイナンバーカード一本化にするための世論調査の結果について記事にされておりました。その中には、現在の健康保険証を来年秋に廃止する政府方針に関し、「撤回するべきだ」が41パーセント、「延期すべきだ」が31.4パーセント、そして「予定どおり廃止するべきだ」というのが24.6パーセントでありました。世論調査とはいえ、このことをどう捉えるか、考えるかであると思います。

先ほど3名の方からいろいろそれぞれの考えを聞いたところでありますが、私は、この75パーセントの人方が、こう思って廃止、もしくは延期というふうになっておると思います。これが大仙市に置き換えるとどうなのかと。そこで、このマイナンバーカード、この陳情に対して、私は到底この75パーセントに、やっぱり同意というものか、これのことを重視しなきゃならないのではないかなと、そう思うものであります。

それから、今いろいろありましたけれども、この件については、いろいろいずれなるでしょう。いずれなるでしょうけれども、今段階でこのことをです、約25パーセントに対して賛成といいますか、同意というものか、私は到底できないのであります。

そして、置き換えるならば、もう一つ言わせてもらうならば、このことを75パーセントの声が世論調査にある中に、大仙市議会としてどうなのかというふうに私は感じました。

よって、このことをです、もう一度、会派、党派を超えて、私は大仙市民の7割5分の人方の意見を聞くことではないでしょうか。そういうことからして、会派、党派を超えて、私にとってはですけれども、私はですけれども、大仙市の良識ある判断を求めたいと、このように感じたところでございます。そういうことからして、意見を、この同意書、賛成意見を述べたところでございます。

以上でございます。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて討論を終結いたします。

これより陳情第33号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者2人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第30号及び陳情第34号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本2件は、採択することに決しました。

次に、陳情第31号及び陳情第32号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本2件は、趣旨採択とすることに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第25、意見書案第14号から日程第27、意見書案第16号までの3件を一括して議題といたします。

意見書案第14号から意見書案第16号までの3件は、教育厚生常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。意見書案第14号から意見書案第16号の3件は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本3件は、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 討論なしと認めます。

これより意見書案第15号、健康保険証廃止の中止を求める意見書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者2人 起立)

○議長(古谷武美) ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、否決とされました。

次に、意見書案第14号及び意見書案第16号の2件を一括して採決いたします。本2件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書案第14号及び意見書案第16号の2件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第28、議案第178号から日程第30、議案第180号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、議案第178号、令和5年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー5、議案書の1ページをご覧ください。

本案は、スキー場事業特別会計に一般会計から繰り入れる額を5,967万9千円以内から6,597万9千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第179号、令和5年度大仙市一般会計補正予算（第12号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー6、補正予算書〔12月補正③〕をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の令和5年度第1号補正予算に伴う国の低所得世帯への給付金や国庫補助採択事業のほか、重点支援地方交付金を活用した市独自の経済対策関連事業などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ13億5,224万2千円を追加し、補正後の予算総額を483億3,375万2千円とするものであります。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、国の補正予算に伴う採択事業など3件について繰越明許費を追加するものであります。

続いて、5ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、市有林の伐採から造林までの森林一貫施業の実施に係る経費について、材積量調査により契約期間内の事業規模が変動することから、限度額を文言で設定するものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、地方創生臨時交付金（物価高騰対策）及び防災・安全社会資本整備交付金などとして10億9,034万4千円の補正、16款県支出金は、灯油購入

費緊急助成事業費補助金及び社会福祉施設等物価高騰対策事業費補助金などとして3,900万4千円の補正、20款繰越金は、前年度繰越金として1億4,919万4千円の補正。

10ページに移ります。

21款諸収入は、建物損害共済金として330万円の補正、22款市債は、道路整備事業債及び橋りょう長寿命化対策事業債などとして7,040万円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

3款民生費は、9億5,264万円の補正であります。

主な内容といたしまして、住民税非課税世帯への支援事業費（物価高騰対策）は、物価高騰における国の低所得者支援として、令和5年度住民税非課税世帯に対し7万円を給付するもので、6億8,509万8千円の補正、だいせん子ども応援給付金（物価高騰対策）は、市独自の子育て支援策として、所得制限を設けず18歳以下の子ども1人につき2万円を給付するもので、1億8,950万円の補正であります。

12ページをお願いいたします。

4款衛生費は、保健センター維持管理費で、落雷被害のあった健康福社会館の自動火災警報設備の修繕費として330万円の補正であります。

13ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、1億4,679万3千円の補正であります。

主な内容といたしまして、園芸農家原油高騰対策支援事業費は、冬期間の施設園芸栽培農家の燃油高騰支援として、市独自に価格高騰分の2分の1を補助するもので、700万円の補正、農業資材高騰対策支援事業費は、農業用肥料など生産資材コストの上昇に加え、この夏の高温障害による作物の品質低下などの要因により、農業収益の減収が生じていることから、市独自に資材コスト上昇分の一部を補助するもので、1億3,888万5千円の補正であります。

14ページをお願いいたします。

7款商工費は、コンベンション施設運営支援事業費で、大規模な会議場を要する複合施設において、会議や飲食の機会が徐々に増え、売り上げも増加しつつあるものの、未だ経営環境の厳しい事業所もあることから、令和3年度から継続して、1施設最大1,000万円を補助するもので、4,478万5千円の補正であります。

15ページをお願いいたします。

8款土木費は、1億9,693万4千円の補正であります。

主な内容といたしまして、道路維持管理費及び橋りょう長寿命化対策事業費は、国の補正予算の国庫補助事業の採択に伴う路盤工事及び橋りょうの長寿命化工事を実施するもので、それぞれ7,750万円、6,500万円の補正であります。

16ページをお願いいたします。

10款教育費は、779万円の補正であります。

内容といたしまして、スキー場事業特別会計繰出金は、特別会計への繰出金として630万円の補正、野球場管理費は、令和7年度に秋田県で開催されます天皇杯全日本軟式野球大会の会場となる協和球場のスコアボードの更新経費に係る実施設計費として149万円の補正であります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

議案第180号、令和5年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、大台スキー場の人工降雪設備更新工事費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億660万円を追加し、補正後の予算総額を1億6,630万9千円とするものであります。

26ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、人工降雪設備更新工事の工期が令和6年12月までとなることから、繰越明許費を設定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第178号から議案第180号までの3件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第31、議案第181号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷上下水道事業管理者。

【舩谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舩谷祐幸） 議案第181号、令和5年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の資料ナンバー6、補正予算〔12月補正③〕の33ページをご覧ください。

今回の補正予算は、南外地区簡易水道における給水区域内の配水施設未整備地におきまして、大量の水道水の需要が予定されていることから、所要の整備に要する事業費の補正をお願いするものであります。

第2条資本的支出の補正として、予算に定めた資本的支出に1,316万円を補正し、補正後の額を10億5,751万2千円とするものであります。

これに伴い、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,484万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,885万6千円、減債積立金1億6,000万円、当年度分損益勘定留保資金1億9,598万6千円で補填するものとするに改めるものであります。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【舩谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第181号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほど連絡いたしますが、なお、常任委員会におかれましては、常任委員会を11時25分をめぐりに開会してくださるようお願いいたします。

午前11時15分 休 憩

午後 3時57分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第28、議案第178号から日程第31、議案第181号までの4件を一括して再び議題といたします。

本4件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件について、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

議案第179号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から、はじめに、社会福祉課所管の社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費について、委員から「社会福祉施設等を大仙市以外でも運営している法人に対する支援の取り扱いはどのようになっているのか。」との質疑があり、当局からは「市内に所在する社会福祉施設等であれば支援の対象としている。」との答弁がありました。

次に、健康増進センター所管の保健センター維持管理費について、委員から「11月18日の落雷による衝撃は、どのようなものであったのか。」との質疑があり、当局からは「11月18日は土曜日であったため、勤務している職員がおらず、どのような衝撃であったかは把握していない。翌日に出勤した職員が防災監視盤からの異常音を聞き、落雷による故障を確認したものである。」との答弁がありました。

また、委員から「これまでに健康福社会館において落雷による損害等はあったのか。」との質疑があり、当局からは「これまでに落雷による損害等はなかった。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

議案第178号「令和5年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第179号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、建設部が所管する予算説明に対しましては、質疑がありませんでした。

次に、農業振興課所管の園芸農家原油高騰対策支援事業費について、委員から「冬期施設農業において、重油や灯油以外の燃料を用いている農家はないか。」との質疑があり、当局からは「もみ殻を燃料として利用している農家があるものの、原油価格高騰の影響は少ないため、重油及び灯油をエネルギーとしている農家を対象とした。」との答弁がありました。

同じく、農業振興課所管の農業資材高騰対策支援事業費について、委員から「交付対象者は「農作物販売実績がある農業者」となっている。直売所にのみ販売している農家さんもいる。販売先について、条件はあるのか。」との質疑があり、当局からは「販売先の条件はなく、直売所に販売している農家であっても、他の要件である令和6年度営農を計画していて、市税の滞納がなければ今回の交付対象者となる。」との答弁がありました。

また、別の委員から「交付対象作物に⑥牧草とあるが、転作田での作付けのみが交付対象となるのか。」との質疑があり、当局からは「転作田だけではなく、採草地に作付けしている牧草についても、交付の対象となる。」との答弁がありました。

また、「農家の申請方法は郵送でのやり取りのみとなるのか。」との質疑があり、当局からは「農業振興課及び各支所の農林建設課窓口でも申請受け付けを行い、窓口受け付けと郵送による申請のどちらでもよい受け付け体制をとる。また、大曲地域については、1月23日から1月25日に受け付け会を行う予定としている。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の補正予算について、委員から「債務負担行為（市有林整備事業費）について、概算であっても金額があつてはじめて債務負担行為ではないかと認識している。今回の説明は文言だけであり、金額の提示が必要なのではないか。」との質疑があり、当局からは「今回は、上限額を予測し難いものであり、文言により債務負担行為を設定させていただいた。」との答弁がありました。

次に、観光交流課所管のコンベンション施設運営支援事業費について、委員から「これまでもコロナ対策で支援してきた事業でもあり、各施設が現在も厳しい状況なのは承知している。売り上げの推移など把握していると思うが、これまでの支援の効果を検証する意味でも、書面で議会への報告を求めたいと思うが、いかがか。また、今後もこの支援を続けていくのか。見通しを教えてください。」との質疑があり、当局からは「コンベンション施設運営事業者に対する聞き取りの結果、大変厳しい経営状況にあることを確認している。その内容については、今後、書面により確認し報告をさせていただく。また、今後における同様の支援については現時点では考えていない。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「100平米未満で頑張っている宴会場もある。そういった小規模の会場にも同じように聞き取りをし、支援できるような事業を検討していただきたいと思うがいかがか。」との質疑があり、当局からは「制度設計の際に行った聞き取りで、大規模なコンベンション施設を有する事業所がより厳しい状況に置かれていることが分かったため、今回は100平米以上ある大規模会議場を有する施設を対象にさせていただいた。比較的小規模の会場を有する事業者に対する支援については、今後の状況に注視しながら必要に応じて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、スポーツ振興課所管の野球場管理費について、委員から「今年の7月の落雷に

より、既存のスコアボードの電気系統が破損したことによるとのことだが、保険には入っていなかったのか。」との質疑があり、当局からは「市の保険に加入しており、保険給付の対象にもなっている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第180号「令和5年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、委員から「工事費が高額なのではないかと考えるが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「ゲレンデ上部に送水するための配管敷設と容量の大きいポンプが必要となること、通常よりも高い諸経費率が適用される工事内容であることから、高額になったものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第181号「令和5年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、委員から「南外地区簡易水道の水源はどこか。」との質疑があり、当局からは「雄物川の表流水である。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第178号から議案第181号までの4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) 日程第32、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長(古谷武美) 日程第33、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付のとおり令和5年度秋田県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって、令和5年度秋田県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することに決しました。

○議長(古谷武美) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長(古谷武美) これにて令和5年第4回大仙市議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦勞様でした。

午後 4時11分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員